

当社原子力発電所における雨水の浸入防止措置

＜調査結果＞

■ 地表面上の貫通部 (①「屋外に通じる扉」および②「機器等を搬出入する個所（蓋付き）」等)

- ・建屋（1階床面高さ）は、地表面の基準高さ（※）に対して20cm高く設定しており、これにより、屋外に通じる扉は雨水の浸入防止を考慮した措置がなされている。※ 女川：海拔14.8m、東通：海拔13.0m
- ・また、機器等を搬出入する個所は、基本的に地表面の基準高さに対して20cmより高く設定しており、雨水の浸入防止を考慮した措置がなされている。
- ・なお、地表面から20cmまでの範囲に設置されている貫通部については、充填材等の施工により雨水の浸入防止を考慮した措置がなされている。

■ 地表面以下の貫通部 (③配管、ケーブルトレイ等の貫通部)

- ・充填材等の施工により、雨水の浸入を防ぐ措置が実施されている。

雨水の浸入防止措置の例

(配管)



(ケーブルトレイ)



充填材

